

公的研究費の不正使用防止に係る

基本方針及び行動規範

令和3年12月1日
国立研究開発法人
量子科学技術研究開発機構
最高管理責任者

量研は、国立研究開発法人として、研究開発の成果を最大化すると同時に、公的機関として、常に社会のルールに忠実であることが求められている。また、研究開発分野で高い成果を挙げ、社会の発展に貢献するという量研のミッションを果たすためには、公正で透明性の高い事業運営を継続していくことが重要であると認識している。

そこで、量研は、公的研究費不正使用防止の強い決意を示すため、「公的研究費の不正使用の防止及び対応に関する規程」第3条第2項及び第11条に基づき、公的研究費の不正使用防止に係る基本方針及び行動規範を以下のとおり定める。

基本方針

公的研究費の不正使用防止のため、運営及び管理体制、事務処理手続きに関するルール及び職務権限の明確化、通報への対応等、抑止機能を備えた体制を構築し、不正使用防止計画、コンプライアンス教育及び啓発活動を実施、牽制機能としてモニタリング体制を敷くことで、実効性ある取り組みを実施する。

行動規範

1. 研究者等は、自らの発意で提案され採択された研究課題であっても、当該研究費は公的資金によるものであり、また、機構による管理が必要であるという原則を十分に認識すること。
2. 事務職員は、公的研究費の適正な執行を確保しつつ、効率的な研究遂行を目指した事務を担う立場にあるということを十分に認識すること。
3. 職員等は、公的研究費による研究の実施その他研究の実施に伴う事務を行うに当たっては、関係法令、公的研究費のルールや機構の諸規程等を遵守すること。